

原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税

事業者が一定の設備の取得等をした場合に、固定資産税の課税を軽減します。

要件等	内容		
対象者	製造業、道路貨物運送業、梱包業、卸売業を行う者		
要件	<ul style="list-style-type: none"> 事業の用に供する設備（建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品）の取得価額の合計額が2,700万円超（令和8年6月23日以降の取得に限る。） 【製造業以外】設備の取得に伴い増加する常用雇用者が15人超 		
対象資産	家屋	対象事業の用に直接供されている部分	
	機械・装置	対象事業の用に直接供されている部分	
	土地	当該家屋の対象部分の水平投影部分（取得後1年以内に家屋の建設着手がある場合に限る。）	
不均一課税の期間及び税率	期間	税率（軽減率）	対象資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年間
	1年目	0%（▲100%）	
	2年目	0.35%（▲75%）	
	3年目	0.7%（▲50%）	

●問合せ 産業支援課 産業立地担当（0258-39-2298）